

令和4年第8回南関町議会定例会（第3号）

令和4年12月8日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第72号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和4年度南関町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第2 議案第73号 南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第74号 南関町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第4 議案第75号 南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第5 議案第76号 南関町手数料条例及び南関町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第77号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第78号 南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第79号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第9 議案第80号 令和4年度南関町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第10 議案第81号 令和4年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第82号 令和4年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第83号 令和4年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第84号 令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第85号 令和4年度南関町下水道事業補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第86号 指定管理者の指定について
- 日程第16 委員会提出議案第1号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 17 委員会報告について
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」
陳情第 7 号（令和 4 年 5 月 24 日受理）ゆたかな学びの実現・
教職員定数改善を図るための、2023 年度政府予算に係る意見
書
- 日程第 18 委員会報告について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第 9 号（令和 4 年 11 月 18 日受理）「消費税インボイス
制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求
める陳情書
- 日程第 19 委員会報告について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第 10 号（令和 4 年 11 月 18 日受理）「消費税率 5%以下
への引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求め
る陳情書
- 追加日程第 1 議案第 87 号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 2 議員提出議案第 2 号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書
- 追加日程第 3 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第 10 号（令和 4 年 11 月 18 日受理）「消費税率 5%以下
への引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求める
陳情書
- 追加日程第 4 閉会中の継続調査について
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第 5 閉会中の継続調査について
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第 6 閉会中の継続調査について
「広報常任委員会」
- 追加日程第 7 閉会中の継続調査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 番 福 山 美 佳 君 | 2 番 伊 藤 博 長 君 |
| 3 番 矢 野 修 一 君 | 4 番 西 田 恵 介 君 |
| 5 番 北 原 浩 一 郎 君 | 6 番 中 村 正 雄 君 |
| 7 番 杉 村 博 明 君 | 8 番 井 下 忠 俊 君 |

9番 境田敏高君
11番 立山比呂志君

10番 山口純子君
12番 立山秀喜君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町長	佐藤安彦君	副町長	大木義隆君
教育長	谷口慶志郎君	総務課長	坂田浩之君
税務住民課長	東田彰夫君	まちづくり課長	竹崎俊一君
福祉課長	田代由紀君	健康推進課長	良田和彦君
経済課長	田口明君	建設課長	嶋永健一君
教育課長	武田博君	会計管理者	田中龍城君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 橋本清孝君 書記 山下飛鳥君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 議案第 72 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和 4 年度南関町一般会計補正予算(第 4 号))

○議長（立山秀喜君） 日程第 1、議案第 72 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 72 号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 72 号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 議案第 73 号 南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する
条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 2、議案第 73 号、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 73 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第74号 南関町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第3、議案第74号、南関町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、南関町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第75号 南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第4、議案第75号、南関町情報公開個人情報保護審査会条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第76号 南関町手数料条例及び南関町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第5、議案第76号、南関町手数料条例及び南関町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、南関町手数料条例及び南関町情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第77号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第6、議案第77号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第78号 南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第7、議案第78号、南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第79号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（立山秀喜君） 日程第8、議案第79号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第80号 令和4年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第9、議案第80号、令和4年度南関町一般会計補正予算（第5号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号、令和4年度南関町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第81号 令和4年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第10、議案第81号、令和4年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号、令和4年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第82号 令和4年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長（立山秀喜君） 日程第11、議案第82号、令和4年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）にを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号、令和4年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第83号 令和4年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第12、議案第83号、令和4年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号、令和4年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第84号 令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長（立山秀喜君） 日程第13、議案第84号、令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

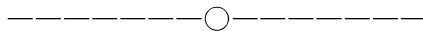
これから、議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号、令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。



日程第 14 議案第 85 号 令和 4 年度南関町下水道事業補正予算(第 3 号)について

○議長（立山秀喜君） 日程第 14、議案第 85 号、令和 4 年度南関町下水道事業補正予算（第 3 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

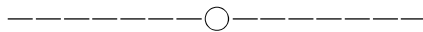
これから、議案第 85 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 85 号、令和 4 年度南関町下水道事業補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。



日程第 15 議案第 86 号 指定管理者の指定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 15、議案第 86 号、指定管理者の指定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

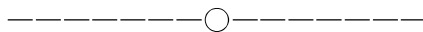
これから、議案第 86 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。



日程第 16 委員会提出議案第 1 号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 16、委員会提出議案第 1 号、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、委員会提出議案1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17

委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第7号（令和4年5月24日受理）ゆたかな学びの実現、

教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書

○議長（立山秀喜君） 日程第17、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました、陳情第7号、令和4年5月24日受理、「豊かな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書」について、委員長より審査結果報告が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎君。

○5番議員（北原浩一郎君） 令和4年12月8日。南関町議会議長、立山秀喜様。

南関町文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎。陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第7号、付託年月日、令和4年5月27日、件名、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に関わる意見書。

審査の結果、不採択。委員会の意見、問題となっている教職員不足の原因に対し、教職員定数改善のための財政措置を講ずる必要性の根拠が不明確なため。

以上です。

○議長（立山秀喜君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は不採択とすることです。「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書」に、賛成の方は起立願います。

[起立者なし]

○議長（立山秀喜君） 起立ありませんでした。

したがって、陳情第7号、令和4年5月24日受理、「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書」は採択されませんでした。

—————○—————

日程第18 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第9号（令和4年11月18日受理）「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書

○議長（立山秀喜君） 日程第18、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第9号、令和4年11月18日受理、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業委員会委員長、杉村博明君。

○7番議員（杉村博明君） 令和4年12月8日。南関町議会議長、立山秀喜様。

南関町総務産業常任委員会委員長、杉村博明。陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第9号、付託年月日、令和4年11月24日。件名、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書。

審査の結果、採択。委員会の意見、インボイス制度開始に向けて、制度の説明会も実施されているが、周知には至っていない。2023年、令和5年10月からの開始には、事業者の負担が大きいため。

以上です。

○議長（立山秀喜君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第9号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択とすることです。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、陳情第9号、令和4年11月18日受理、「消費税インボイス制度の実施延期に求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書については、採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第19

委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第10号（令和4年11月18日受理）「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書

○議長（立山秀喜君） 日程第19、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第10号、令和4年11月18日受理、「消費税率5%以下への引下げを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、杉村博明君。

○7番議員（杉村博明君） 令和8年12月8日、南関町議会議長、立山秀喜様。

南関町総務産業常任委員会委員長、杉村博明。陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第10号、付託年月日、令和4年11月24日。件名、「消費税率5%以下への引下げを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書。

審査の結果、継続。委員会の意見、急激な物価上昇とコロナ禍による打撃からの経済対策は、喫緊の問題であるが、消費税率引下げによる減税と財源の確保は慎重に審議する必要があるため。

以上です。

○議長（立山秀喜君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、陳情第10号、令和4年11月18日受理、「消費税率5%以下への引下

げを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書については、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） お諮りします。ただいま町長他から、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど7件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど7件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

[議案書配布]

○議長（立山秀喜君） 議案名を事務局長に朗読させますので確認してください。

議会事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、追加日程第1から追加日程第7までの議案名を読み上げます。

追加日程第1 議案第87号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

追加日程第2 議員提出議案第2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）

追加日程第3 閉会中の継続審査について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

（陳情第10号、令和4年11月18日受理）「消費税率5%以下へ

の引下げを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書

追加日程第4 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

追加日程第6 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

追加日程第7 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

以上であります。

○議長（立山秀喜君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

追加日程第1 議案第87号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 追加日程第1、議案第87号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 第87号議案、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は4年でございます。

住所、南関町大字小原120番地3。氏名、藤尾亜紀。生年月日、昭和50年1月25日生まれ、47歳でございます。この度、現教育委員会委員の戸上恵理子氏の任期が、令和5年1月27日までとなっております。後任におきましては、女性の委員でかつ地域の関係者を任命したいので提案するものであります。

藤尾氏は、短大の食物専攻科を卒業し、一般企業に勤務後、実家が経営する老人施設の設立に携わり、主に毎日の献立と調理を担当しながら入居者の食生活を支えておられます。職業柄、子どもから大人まで生きる上での基本である食に興味を持ち、家庭や職場の食育に努めておられ、子育てをしながらPTA活動にも積極的に関わってこられています。また、中学校のこころづくり部の委員として活動し、地域と共にある学校づくりにも貢献されています。なお、中学1年生と、小学3年生のお子さんの子育て中であり、仕事をしながら日々子育てに奮闘されています。

以上のとおり、人柄は温厚誠実、人格も心清く正しく、子どもに優しさと愛情をもって接することができる優れた方であり、本町教育委員会委員として、適任であると思われれます。また、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を作るための達成すべき目標(SDGs)の中に、「質の高い教育をみんなに」という目標がありますが、この目標に取り組み、推進していくための意見を賜り、更に児童生徒が南関町で学んで良かったと思われるように醸成していきたいと思い、ご提案申し上げる次第でございます。何卒ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(立山秀喜君) 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 討論なしと認めます。

これから、議案第87号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(立山秀喜君) 全員起立です。

したがって、議案第87号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 議員提出議案第2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書

○議長(立山秀喜君) 追加日程第2、議員提出議案第2号、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書(案)を議題にします。提案理由の説明を求めます。杉村博明君。

○7番議員(杉村博明君) 議員提出議案第2号、令和4年12月8日提出、南関町議会議

長、立山秀喜様。提出者、南関町議会議員、杉村博明。賛成者、南関町議会議員、福山美佳。賛成者、南関町議会議員、伊藤博長。賛成者、南関町議会議員、矢野修一。賛成者、南関町議会議員、西田恵介。賛成者、南関町議会議員、北原浩一郎、賛成者、中村、南関町議会議員、中村正雄、賛成者、南関町議会議員、井下忠俊。賛成者、南関町議会議員、境田敏高。賛成者、南関町議会議員、山口純子。賛成者、南関町議会議員、立山比呂志、賛成者、南関町議会議員、立山秀喜。

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）。

上記の案件を南関町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。提案理由、2023年（令和5年）10月からインボイス制度が始まる。制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要であり、そのための制度の説明会も実施されているが、周知には至っていない。登録を受けるかどうかは事業者の任意であるが、登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、実施の延期を求めるものである。

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書。

コロナ禍や物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える中、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。インボイス制度が実施されれば、中小事業者や一人親方の事務や消費税負担の増加につながります。消費税の免税事業者に新たな負担分を強いる制度は、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足かせとなります。インボイス制度によって、新たに2480億円の消費税収が増えると財務省が試算するように、実施されれば消費者の負担が増えます。また、未登録の事業者は取引を避けられる可能性もあります。インボイス制度について、業界団体や税理士団体などを「延期」「中止」「凍結」「見直し」を求めています。

以上、地方自治法99条の規定に基づき、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を提出します。

令和4年12月8日。内閣総理大臣、岸田文雄殿。熊本県南関町議会。

○議長（立山秀喜君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議員提出議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議員提出議案第2号、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----
追加日程第3

閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第10号（令和4年11月18日受理）「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書

○議長（立山秀喜君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において、陳情第10号、令和4年11月18日受理の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出通り、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----
追加日程第4 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----
追加日程第5 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----
追加日程第6 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第 6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会から、委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第 7 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第 7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第 45 条の規定によって、今会期中の発言訂正などの字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第 45 条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 4 年第 8 回南関町議会定例会を閉じます。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前 10 時 59 分